

報告事項 No. 7 資料 1

議案第 169 号 川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

子育て部分休暇制度を新設し、及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、職員の請求により時間外勤務をさせてはならないこととする職員の範囲を、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員まで拡大するため改正するもの

1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正（令和 6 年法律第 42 号）

2 改正の主な内容（教育に関する事務の部分）

（1）小学校就学の始期から中学校就学の始期に達するまでの間にある子を養育する職員が、勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、1 日につき 2 時間の範囲内で子育て部分休暇（無給休暇）を取得することができることとするもの

（2）上記 1 に伴い、3 歳に満たない子を養育する職員が請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならないとしているところ、当該職員の範囲を、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員まで拡大するもの

3 施行期日等

（1）令和 7 年 4 月 1 日から施行

（2）附則において川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

議案第 170 号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を 改正する条例の制定について

川崎市人事委員会から市議会及び市長に対してなされた令和6年10月7日付け報告及び勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額の改定等を行うため、並びに一般職の職員の給与改定に関連して特別職の職員の期末手当について必要な措置を講ずるため改正するもの

1 改正の主な内容（教育に関する事務の部分）

（1）川崎市職員の給与に関する条例

ア 全ての給料表の給料月額の引上げ

イ 期末手当の支給割合の改定

令和6年12月 $\frac{122.5}{100} \rightarrow \frac{127.5}{100}$

令和7年度以降 $\frac{127.5}{100} \rightarrow \frac{125}{100}$

ウ 勤勉手当の支給割合の改定

令和6年12月 $\frac{102.5}{100} \rightarrow \frac{107.5}{100}$

令和7年度以降 $\frac{107.5}{100} \rightarrow \frac{105}{100}$

エ 週休日等以外の日の深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大

オ 定年前再任用短時間勤務職員に支給する手当に住居手当及び寒冷地手当を追加

（2）川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

期末手当の支給割合の改定

令和6年12月 $\frac{170}{100} \rightarrow \frac{175}{100}$

令和7年度以降 $\frac{175}{100} \rightarrow \frac{172.5}{100}$

2 施行期日等

公布の日から施行し、上記1（1）アについては、令和6年4月1日から適用。ただし、上記1（1）イ及びウ並びに（2）のうち令和7年度以降の期末手当及び勤勉手当に関する改正規定、上記1（1）エ及びオについては、令和7年4月1日から施行